

第95回農地総会議事録

開催日時	令和7年5月7日（水） 午後3時20分から	
開催場所	高知市本庁舎6階 611会議室	
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・石黒 康誠・植田 俊博・加藤 孝幸・長山 裕美 中島 義幸・大野 哲・森田 浩明・古田 辰雄・中島 正根・山本 和正 前田 眞作・久保 壽美男・川澤 一博・山脇 天臣 以上16名	
欠席委員	竹内 佳代・廣瀬 良之・中村 富貴 以上3名	
事務局出席者	宮田事務局長・上田次長・近森再任用主幹・谷川係長・岡本主査 以上5名	
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農用地利用集積等促進計画の件 第3号議案 農用地利用集積計画変更の件 第4号議案 農地台帳に登録されている賃借権の消去について （小作地台帳の閉鎖） 議案外（報告） ① 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ② 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ③ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ④ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤ 非農地証明願の件 ⑥ 農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件	
備 考〔添付書類〕	○第95回農地総会議案書 ○第4号議案書（別冊） ○現地案内図 ○議案関連資料 ○令和7年度 今後のスケジュール（予定）	

開 議 会 長	(加藤孝幸が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時20分)) 只今より、第95回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は竹内佳代委員、廣瀬良之委員、中村富貴委員の3名です。委員総数19名中16名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議長 委員 議長	総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には議長および総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は植田俊博委員と川澤一博委員の2名にお願いいたします。
議 議 事 長 岡本主査	それでは、只今より議案の審議を行います。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。 議案書は2ページをご覧ください。 今月は全体で11件の申請が出されております。 議案書は3ページをご覧ください。 案件1は上里、畑、1,371㎡を耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の経営農地です。 申請書別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では、ショウガを栽培する予定とのこと。 農機具については、トラクターなど8台の大農機具を所有しているとのこと。 譲受人は農業の経験があり、妻や両親、長男とともに農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのこと。 周辺農地への影響につきましては、周囲は自身が耕作している畑のみであるため、特に影響はないと考えるとのこと。 続きまして、案件2は宗安寺、畑、241㎡を新規営農および耕作便利のため、売買

により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の購入予定の住宅となっております。

譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書別添および耕作計画書によりますと、譲受人は新規営農であるため、所有している農地はありませんが、今回の申請地では、自家消費用に柑橘類を栽培予定とのことです。

農機具については、大農機具は所有していませんが、申請地の面積が小さいため、手作業で耕作ができるとのことです。

譲受人は農業の経験はありませんが、会社員としての勤務の傍ら、同じく会社員の妻とともに農作業に従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、本件申請地については、譲渡人が3条許可により所有権を取得してから日が浅いため、理由書が添付されております。

理由書によりますと、本件申請地は南側居宅と一体的に利用するため、平成26年に所有権移転の仮登記を行っておりましたが、本登記を行っていなかったため、令和6年8月7日に開催された第86回農地総会にて許可をいただき、所有権移転を行いました。今回、南側居宅と本件申請地も併せて売却することとなったため、今回の申請に至ったとのことです。

続きまして、案件3は朝倉丙，田，188㎡を新規営農のため、親子間の贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書別添および耕作計画書によりますと、譲受人は新規営農であるため、所有している農地はありませんが、家庭菜園や譲渡人である母親の畑を時々手伝っており、今回の申請地では、自家消費用にミカンや柿等の果樹を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験はありませんが、譲渡人である母から教わりながら、主婦の傍ら医師をしている夫とともに農作業に従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件4は、旭と初月の2地区に跨る案件となっております。

横内、登記地目山林、現況畑、670㎡外3筆、合計1,396㎡を新規営農のため、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4-1と4-2をご覧ください。ピンクが申請地です。

原則として、農地所有適格法人以外の法人が、耕作目的で農地の権利を取得することはできないとされておりますが、不許可の例外規定として、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、権利を取得しようとする農地を、業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には、農地の権利を取得することができる定められております。

事前審査会の段階では、法人登記が添付されていなかったため、提出を依頼しておりましたところ、5月2日に提出があり、譲受人が学校法人であることを確認しております。

また、譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書の添付が必要ですが、こちらも事前審査会の段階では添付されていなかったため、提出を依頼しておりましたところ、5月2日に提出がありました。

耕作計画書によりますと、申請地は譲受人が申請地を利用して、園児に食育の環境を提供しておりましたが、今後は申請地を法人所有とし、園児に対して永続的に食育の環境を提供できるよう、所有権を取得することにしたとのことです。申請地においては、これまでと同様に野菜や果物を耕作していく予定とのことです。

大農機具については所有しておりませんが、万々の畑については面積が小さく、横内の畑については果樹を栽培するため、手作業で問題ないとのことです。

周辺農地への影響につきましては、これまでと同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。

また、横内の2筆につきましては、第一事前審査会で担当区域の推進員より、「申請地には雑草が生茂っているため、草刈りを行い農地として使用できる状態まで整備してほしい」との意見がありました。

事務局より申請者代理人に草刈りを依頼しておりましたところ、5月2日に草刈りが完了したとの報告があり、担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を行い、農地として使用できる状態まで整備されているとの意見をいただいております。

なお、本件申請地のうち横内の2筆については、今回の譲受人の法人代表者個人に

所有権を移転するという内容で、令和5年1月10日に開催された第67回農地総会にて3条許可を受けておりましたが、その後、所有権の移転登記をしておらず、また、現に申請地を利用している法人により所有するべきとの判断に至ったことから、当時の3条許可について、令和7年4月15日付けで取消願が提出されており、同日付けで受理しております。

続きまして、案件5は神田、畑、88㎡を新規営農のため、親族間の贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の居宅です。

譲受人は農家台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添および耕作計画書によりますと、譲受人は母方の叔父にあたる譲渡人から申請地を譲り受けることとなり、自家消費用のナスやトマトを栽培する予定で、今後は作目を増やしていく予定とのことです。

大農機具については所有しておりませんが、畑の面積が小さいため、鍬などの道具を使って手作業にて耕作を行うとのことです。

譲受人は施設入所中の叔父の代わりに、これまでも申請地を耕作管理するとともに、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周辺に農地はなく農薬を使う予定はないため、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、申請地については敷地内に建物がありましたので、令和7年4月17日に農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を行い、農業用倉庫であることを確認しております。

続きまして、議案書4ページをご覧ください。案件6は布師田、田、944㎡外1筆、合計1,394㎡を新規営農および耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人が今回購入する住宅となっております。

申請書別添および耕作計画書によりますと、譲受人は今回隣地の住宅を購入することになり、会社員としての勤務の傍ら兼業農家として耕作を行っていくとのことです。

今回の申請地では、柿、ブルーベリーなどを栽培する予定とのことです。

農機具については所有していないとのことです。

譲受人は農業の経験はありませんが、比較的手間がかからず成長する果樹を栽培す

るため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

また、申請地は周囲より一段低くなっており、東側農道から距離をとったうえで果樹を植えるため、隣地農地への日照の影響はほぼないと考えるとのことです。

続きまして、案件7は介良甲，田，1,179 m²を新規営農のため、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書別添および耕作計画書によりますと、土地の所有者である叔父が県外に居住しており、相続人も県内にはおらず管理が困難であるため、現在耕作および管理を行っている譲受人に所有権を移転し、農地を管理していくとのことで、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、現在申請地を管理している親族とともに協力して耕作を行うため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、地域の水利調整の取り決めに遵守し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件8は春野町弘岡中，畑，347 m²外1筆，合計548 m²を新規営農および耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクが申請地，緑が譲受人の転居予定の住宅となっております。

譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書および申請書別添によりますと、譲受人は新規営農であるため、所有している農地はありませんが、今回の申請地では、自家消費用にミカンを栽培予定とのことです。

譲受人は本件が許可になれば、申請地に隣接する宅地についても令和7年中に購入したうえで、令和8年中に隣接宅地に自宅を新築し引っ越してきて、ミカンを栽培する予定とのことで、引っ越して来るまでの間は草刈りを定期的に行い、申請地を管理していくとのことです。

譲受人は大農機具を所有しておらず、農業の経験もありませんが、自家消費用のミ

カンの栽培であり、手作業での耕作が可能であるとともに、申請地が転居予定住宅に隣接していることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲と同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件9は春野町弘岡中、田、1,041 m²を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地について耕作不利地を除いて全て耕作しており、申請地ではシキビを栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲と同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人は越知町に経営農地があるため、越知町農業委員会に対して耕作状況を照会した結果、耕作不利地を除き全て耕作されているとのことでした。

続きまして、案件10は春野町秋山、畑、99 m²を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、申請地ではシキビを栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど計4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、自営業をしながら農作業に従事することができるほか、妻も会社務めの傍ら農業に従事できるため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲と同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件11は春野町仁ノ、田、598 m²を耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.11をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の経営農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、申請地ではハウスでキュウリを栽培する予定とのことです。

	<p>農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのこと。譲受人は農業の経験があり、妻や同世帯の父母も農作業を手伝うため、取得後は効率的な利用ができるとのこと。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、譲受人は以前から申請地を借りて、妻や両親とともにハウスでキュウリを栽培しており、取得後もこれまでと同様の耕作をするため、特に影響はないと考えるとのこと。</p> <p>以上、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。事前審査会の報告の前に第一事前審査会より、案件1の申請地について地区の確認をお願いしておりましたが、上里なのか鏡去坂のどちらの地区でしょうか。</p>
谷川係長	<p>案件1の申請地について、申請者に確認を行ったところ、地区は上里で間違いのないとの回答をいただきました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。</p> <p>第一事前審査会の植田委員から報告をお願いいたします。</p>
植田委員	<p>案件1から案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。</p> <p>また、案件4については、事前審査会の段階では法人関係書類、耕作計画書が添付され、かつ、横内の2筆につきましては、草刈りが完了すれば許可相当と判断いたしました。</p> <p>なお、事務局からの説明のとおり、法人関係書類、耕作計画書が添付され、5月2日付けで担当区域の農地利用最適化推進委員より、草刈りが完了したとの連絡をいただきましたので、案件4についても特に問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>次に、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>案件5については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。</p>
議長	<p>次に、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>案件6と案件7については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。</p>

<p>議 長 川澤委員</p>	<p>次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件 8, 案件 9, 案件 11 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。</p> <p>また、案件 10 については、事前審査会の段階では申請地への入口に設置されたゲートが施錠されており、現地確認ができなかったため、審議ができませんでしたが、事務局からの説明のとおり、担当区域の農地利用最適化推進委員より、問題ないとの連絡をいただきましたので、特に問題ないものと考えます。</p>
<p>議 長 大野委員</p>	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>下限面積要件の撤廃後、家庭菜園等を行うとの内容で小面積の所有権移転がなされており、転用目的も含まれているのではないかと考えますが、農業委員会として、その後の追跡調査などが必要ではないでしょうか。</p>
<p>宮田局長</p>	<p>転用目的で購入され、すぐに転用してしまう方については、「転用目的で購入された場合、次回、農地法第 3 条許可申請で購入しようとしても、購入できない。」という内容を示しておりますので、そのあたりの確認を行う必要があると思われま</p> <p>す。どのような方法で確認を行うかにつきましては、早急に考えなければならぬところですが、農地パトロールの一環として行っていくのが妥当なのではないかと考えております。詳細につきましては、まだ詰めきれておりません。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>他に、ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第 2 号議案、農用地利用集積等促進計画の件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>岡本主査</p>	<p>第 2 号議案、農用地利用集積等促進計画の件。</p> <p>議案書は 6 ページをご覧ください。今月は 20 件の申請が出されており、内訳は新規設定が 5 件、更新設定が 15 件となっております。</p> <p>議案書 7 ページに総括表を掲載しておりますので、表の上段をご覧ください。今月は権利を設定するものが 21 人で延べ 40 人、権利の設定を受けるものが 15 人で延べ 40 人となっております。</p>

土地の内訳は、田が 77 筆 46,552.50 m²で、畑が 18 筆 5,834.00 m²、合計 95 筆 52,386.50 m²となっております。

設定の内訳を見ますと、新規設定が 28 筆で 17,037.00 m²、更新設定が 67 筆で 35,349.50 m²となっております。

期間別の内訳および下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

なお、開始日は全て令和 7 年 6 月 1 日となっております。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。

議案書 9 ページをご覧ください。

案件 2 は、高須、田、2,000 m²を 20 年間公社が借り受け、最終貸付者に 20 年間貸し付けるという使用貸借権の設定です。貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書は 14 ページをご覧ください。

案件 10 は、介良丙、田、1,873 m²を 5 年間公社が借り受け、最終貸付者に 5 年間貸し付けるという貸借権の設定です。貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書は 16 ページから 18 ページに跨ります案件 14 は、土佐山、畑、243 m²外 21 筆、合計 7,988 m²を 15 年間公社が借り受け、最終貸付者に 15 年間貸し付けるという貸借権の設定です。

貸付予定者は農家台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、賃借人は香美市の農業法人にて、約 1 年半の間、ニラ・ユズ・ショウガなどの作付けに従事した経験があり、申請地ではユズを栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書は 19 ページから 20 ページに跨ります案件 17 は、春野町弘岡中、田、989 m²を 3 年間公社が借り受け、最終貸付者に 3 年間貸し付けるという貸借権の設定です。貸付予定者は、現地でサツマイモを栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書は 21 ページをご覧ください。

案件 20 は、春野町東諸木、田、661 m²外 2 筆、合計 4,187 m²を 10 年間公社が借り受け、最終貸付者に 10 年間貸し付けるという使用貸借権の設定です。貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。

なお、案件 1 から案件 8、案件 11、案件 20 につきましては、土地所有者と最終貸付者との間に覚書が取り交わされております。本日、資料を机上配布しておりますのでご確認ください。

以上、更新の案件を含め計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化

	<p>促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>全ての案件について、本総会で計画が妥当なものと決定されますと、令和 7 年 6 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第 2 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>第 2 号議案の説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二、第三、第四事前審査会です。</p>
森田委員	<p>第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
議 長	<p>案件 1 については、計画を妥当なものと認めました。</p>
山本委員	<p>続きまして、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
議 長	<p>案件 2 から案件 14 については、計画を妥当なものと認めました。</p>
川澤委員	<p>続きまして、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
議 長	<p>案件 15 から案件 20 については、計画を妥当なものと認めました。</p> <p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>全ての案件について、計画を妥当なものと決定いたします。</p> <p>続きまして、第 3 号議案、農用地利用集積計画変更の件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
岡本主査	<p>第 3 号議案、農用地利用集積計画変更の件。</p> <p>議案書 23 ページをご覧ください。</p> <p>今月は全体で 2 件の案件があります。</p> <p>なお、案件 1 と案件 2 は申請者および変更内容が同一のため、まとめてご説明いたします。</p> <p>議案書 24 ページから 25 ページをご覧ください。</p> <p>案件 1 は、針木西、畑、647 m²外 2 筆、合計 4,437 m²に、議案書 25 ページの案件 2 は、針木西、畑、3,966 m²に、それぞれ 10 年間の賃貸借権を設定する計画で、令和 7 年 3 月 10 日に開催されました第 93 回農地総会でご審議いただき、令和 7 年 3 月 28 日付けで公告されていたものです。</p> <p>両案件については、始期を令和 7 年 5 月 1 日、終期を令和 17 年 4 月 30 日とするべ</p>

	<p>きところ、事務局の錯誤により、始期が令和7年4月1日、終期が令和17年3月31日と1か月ずれて設定を行っていたため、修正を行うものです。</p> <p>以後、この様なことがないように注意いたします。ご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんでした。</p> <p>利用権の変更内容につきましては、法律上、公告等の手続きが定められていないことから、本会で変更が承認されますと、当日付けで計画が変更となります。</p> <p>以上で、第3号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第一事前審査会です。</p> <p>第一事前審査会の植田委員から報告をお願いいたします。</p>
植田委員	<p>案件1と案件2については、計画の変更を妥当なもの認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>全ての案件について、計画の変更を妥当なもの決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第4号議案、農地台帳に登録されている賃借権の消去について(小作地台帳の閉鎖)を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
岡本主査	<p>第4号議案、農地台帳に登録されている賃借権の消去について(小作地台帳の閉鎖)の件。</p> <p>議案書は別冊資料1ページをご覧ください。今月は1件の案件があります。</p> <p>現地案内図はNo.12をご覧ください。</p> <p>対象地は、大津甲、田、492㎡外1筆、合計749㎡については、過去に小作権を付けていた土地であり、この土地の調査を行った結果、小作の事実行為が既にあることから、農地総会でご審議いただいたうえで、農業委員会の職権により、この小作権を消除するものです。</p> <p>通常、小作権を含め賃借権を外す場合には、農地法第18条の合意解約通知、もし</p>

くは許可申請が必要となりますが、一方で長期間において賃借人が耕作した実態も賃借料を支払った事実もなく、賃借人が今後においても耕作を再開する見込みもない場合、農地台帳の正確な整備を行うという法の趣旨のもとで、農地台帳を修正することができます。

ただし、この手続きについては、行政の判断で個人の方が持たれている権利を無効にすることとなりますので、手続きのためには耕作の実態調査、意向調査を入念に行う必要があります。

それでは、調査の結果等についてご説明いたします。

今回の経過は、「2. 経過」に記載されておりますとおり、賃貸人が小作地台帳を確認したところ小作権が設定されており、「長期間、賃借人からの賃借料の支払いや耕作の事実がないことから、農業委員会で小作地台帳の消除をしてほしい」との申出が賃貸人代理人よりあったものです。

所有者から聞き取りした賃借人に関する内容については、資料3ページをご覧ください。

「当該土地については、平成11年までは賃借人からの賃借料の支払いがあったものの、翌年以降は賃借料の支払いがなく、賃借人住所も不明のため、賃借人本人や相続人とも連絡がとれない。」とのことです。

以上の経過を踏まえ、事務局で調査した内容については、資料1ページに戻っていただき、「3. 調査結果」をご覧ください。

小作地台帳の記載内容については、四角で囲んだ内容となっております。2筆とも昭和34年5月17日に相続により所有権が移転されております。現地の状況は、4ページの現地写真のとおり、耕作放棄地となっております。

賃借人については住所の記載がされておらず、農地台帳にも登録がありません。また、住民基本台帳にも情報はなく、戸籍による相続人調査も困難であることから、過去の紙台帳を探してみましたが、該当者は見つかりませんでした。

そこで、担当区域の推進委員に事情を説明し、意見をお聞きした内容については、2ページの「4. 農地利用最適化推進委員の意見」に記載しておりますのでご覧ください。

「賃借人との面識はなく、該当地は記憶している限りでは、10年以上前から耕作されておらず、耕作放棄地となっている。平成12年以降現在まで借賃の支払いもないのであれば、貸借は消滅していると考えられるのではないか。」とのことでした。

今回の土地については、小作地台帳に記載された賃借人の住所が不明であり、長期間賃借人による耕作がされておらず、賃借料の支払いもないことから、小作の実態は

	<p>消滅していると考えられます。</p> <p>以上のことから、本会でご審議のうえ、小作地台帳の消除について認められれば、農地法第 52 条の 2 第 3 項の規定に基づき、農地台帳の賃借権について修正を行うこととなります。</p> <p>以上で第 4 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第三事前審査会です。</p> <p>第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>案件 1 につきましては、既に貸借の実態が消滅していると思われるため、賃借権の抹消を妥当なものと認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>賃借権の抹消を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>賃借権の抹消を妥当なものと決定いたします。</p> <p>議案外の報告を事務局より一括してお願いいたします。</p>
岡本主査	<p>議案外の案件について、まとめてご報告いたします。</p> <p>はじめに、「①農地法第 3 条の 3 の規定による農地取得届出の件」についてご報告いたします。議案書 27 ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は 7 件の届出が出されており、地区の内訳は旭が 1 件、鏡が 1 件、長浜が 1 件、五台山、高須、介良に跨る案件が 2 件、大津が 1 件、春野が 1 件となっております。</p> <p>届出の詳細につきましては、議案書 28 ページから 32 ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、「②農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書 34 ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は 1 件の届出が出されており、地区の内訳は中央が 1 件となっております。</p> <p>届出の詳細につきましては、議案書 35 ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、</p>

事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。

議案書37ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は4件の届出が出されており、地区の内訳は旭が1件、潮江が1件、三里が1件、長浜が1件となっております。

届出の詳細につきましては、議案書38ページから39ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件」についてご報告いたします。

議案書41ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は3件の申請が出されており、地区の内訳は五台山が1件、大津が1件、春野が1件となっております。

申請の詳細につきましては、議案書42ページから45ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。

続きまして、「⑤非農地証明願の件」についてご報告いたします。

議案書は47ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は10件の申請が出されており、地区の内訳は秦が1件、初月が1件、三里が1件、布師田が1件、一宮が1件、大津が1件、介良が1件、春野が3件となっております。

非農地証明願の内容につきましては、議案書48ページから50ページをご覧ください。

なお、案件4につきましては、農地法5条許可の取下げ申請の関連案件のため、続く「⑥農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件」にてご説明いたします。

全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員および事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により非農地証明書を交付しております。

続きまして、「⑥農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件」についてご報告いたします。

今月は全体で2件の申請が出されております。

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>議案書 52 ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は 1 件の 3 条許可取消願が出されており、地区の内訳は旭となっております。</p> <p>取消願の内容につきましては、議案書 53 ページをご覧ください。</p> <p>令和 7 年 4 月 15 日付けで取消願が出され、同日付けで受理しております。</p> <p>その後、今回の第 1 号議案の案件 4 の内容で、土地所有者から譲受人の運営する学校法人への所有権移転を行うとの計画での申請が提出されております。</p> <p>続きまして、議案書 54 ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は、1 件の 5 条許可取下願が出されており、地区の内訳は布師田となっております。</p> <p>取下願の内容につきましては、議案書 55 ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、4 月に開催した農地総会の 2 号議案で審議いただき、申請地をコンビニエンスストアに転用する計画の一部でしたが、平成 9 年 3 月 27 日に農地法 5 条の許可を受けており、農地へ復原することが困難なことから、令和 7 年 4 月 3 日付けで取下願が出され同日付けで受理しており、その後「⑤非農地証明願の件」で報告いたしました案件 4 で非農地証明書を交付しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようですので、議案外報告を終わります。</p>
<p>事 務 局 連 絡 議 長 上田次長 議 長 委 員 議 長</p>	<p>事務局からの連絡がありましたら、お願いします。</p> <p>(「令和 7 年度今後のスケジュール (予定)」について、資料に基づき説明)</p> <p>事務局からの連絡に関しまして、ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようですので、事務局からの連絡を終わります。</p>
<p>そ の 他 議 長 委 員 議 長</p>	<p>その他の件で、何かご意見やご質問はございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。</p>
<p>次 回 農 地 総 会 議 長</p>	<p>次回の農地総会は令和 7 年 6 月 9 日 (月) を予定しております。</p>

閉 議 会 長	(議長 加藤孝幸 挨拶して閉会を宣す。(午後4時19分閉会)) 以上で、第95回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。
------------------	--

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 7 年 9 月 8 日

議 長

加藤孝幸

議事録署名委員

植田俊博

議事録署名委員

川澤一博

議事録作成者

近森 象太